

消食表第 492 号

平成 30 年 9 月 21 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の改正を踏まえ、無菌充填豆腐及び防かび剤（フルジオキシニル）に関する表示方法等を改正し、及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）に基づき、保護対象とされる予定の「Mortadella Bologna（モルタデッラボローニャ）」について「ボロニアソーセージ」と名称表示ができるよう定めた食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成 30 年内閣府令第 44 号）が、平成 30 年 9 月 21 日に施行されました。

また、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和 26 年厚生省令第 52 号）が改正され、新たに「調製液状乳」の規格基準が設定されました。

これらを踏まえ、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の解釈を「食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）」で明確化すべきと判断した点について、別紙新旧対照表のとおり一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。